

資料1-2

# 令和7年9月釜石市議会定例会 議案等説明資料

釜 石 市



## 目 次

報告第7号	学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について	1
報告第8号	令和6年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について	2
議案第64号	釜石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第65号	釜石市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第66号	釜石市都市公園条例の一部を改正する条例	5
議案第67号	釜石市議会議員及び釜石市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第69号	財産の取得に関し議決を求めることについて	7
議案第70号	釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて	8

## 報告第7号

### 学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

#### 1 提案理由

学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

#### 2 相手方

市内在住の個人

#### 3 損害賠償の額

54,098円

#### 4 損害賠償の原因

令和7年3月26日午前9時30分頃、釜石市立小佐野小学校敷地内にて、校庭への進入防止を目的とした単管バリケードが強風により飛ばされ、相手方車両の左側ドアに接触し、損害を与えたもの。

#### 5 専決処分の日

令和7年6月23日

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

## 令和6年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について

## 1 健全化判断比率の算定結果

	当市の比率	早期健全化基準 (当市の場合)	財政再生基準
実質赤字比率	—%	13.21%	20.00%
連結実質赤字比率	—%	18.21%	30.00%
実質公債費比率	10.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—%	350.0%	

上記のとおり、当市の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

- ※ 実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ※ 将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

## 2 資金不足比率の算定結果

	水道事業 会計	公共下水道事業 会計	漁業集落排水事業 会計	魚市場事業 特別会計	経営健全化 基準
資金不足比率	—%	—%	—%	—%	20.0%

上記のとおり、公営企業会計における資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要となっています。

- ※ 資金不足比率…資金の不足額の事業規模に対する比率  
(資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額)  
(事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額)

(担当：財政課)

## 釜石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)が令和7年1月8日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 主な改正内容

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務しないことを認める部分休業制度について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内とする部分休業に加え、新たに1年につき条例で定める範囲内とする部分休業が設けられたことを踏まえ、以下のとおり規定を整備するもの。

- (1) 現行の1日につき2時間を超えない範囲内とする部分休業を第1号部分休業とし、取得できる時間帯について、正規の勤務時間の始め又は終わりとされていた取扱いを廃止する。
- (2) 1年につき10日(77時間30分)を超えない範囲内において、1時間を単位とする部分休業を第2号部分休業として新設する。
- (3) 毎年4月1日から翌年3月31までの期間において、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれかを選択して取得可能とする。
- (4) その他所要の改正

### 3 一部改正に伴う関係条例の改正

釜石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ・部分休業の規定について所要の改正を行うもの

### 4 施行期日

令和7年10月1日

(担当課：総務課)

## 釜石市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)が令和6年5月31日に公布されたことにより、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部が改正され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 主な改正内容

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を新設するもの。

#### (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置

職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置として、任命権者が次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

- ・仕事と育児の両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)に関して知らせる措置
- ・出生時両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ・申出に係る子の心身の状況又は当該職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置

#### (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する措置

3歳に満たない子を養育する職員に対する措置として、任命権者が次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

- ・仕事と育児の両立に資する制度又は措置(以下「育児期両立支援制度等」という。)に関して知らせる措置
- ・育児期両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ・当該職員の3歳に満たない子の心身の状況又は当該職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置

#### (3) その他所要の改正

備考 仕事と育児の両立に資する制度又は措置は主として次に掲げる事項である。

- ・育児時間の取得
- ・超過勤務の免除
- ・子の看護休暇等

### 3 施行期日

令和7年10月1日

(担当課：総務課)

## 議案第66号

### 釜石市都市公園条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第221号)が令和6年6月21日に公布され、令和7年6月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

引用する法令の条項番号の改正

#### 3 施行期日

公布の日

(担当課：都市計画課)

## 議案第67号

### 釜石市議会議員及び釜石市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第200号)が令和7年6月4日に公布され、同日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

最近の物価変動を鑑み、選挙公営の公費負担限度額を引き上げる。

- (1) 選挙運動用ビラの印刷費を一枚当たり「7円73銭」から「8円38銭」に改める。
- (2) 選挙運動用ポスターの印刷費を一枚当たり「541円31銭」から「586円88銭」に改める。

備考 選挙公営とは、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、候補者に代わって市が選挙運動の費用を一定の金額を限度として負担することをいう。

#### 3 施行期日

公布の日

(担当課：選挙管理委員会事務局)

## 議案第69号

### 財産の取得に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

市内小中学校で使用する学習者用コンピュータを購入しようとするもので、予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、納期は、令和8年3月20日である。

#### 2 取得する目的

現在市内小中学校で使用している学習者用コンピュータのリース期間満了に伴い、児童生徒の1人1台端末環境を維持し、より充実した教育環境を実現するため、市内小中学校に学習者用コンピュータを整備するもの。

#### 3 取得する財産

学習者用コンピュータ (Google Chromebook) 1,600台

#### 4 取得予定価格

73,541,600円 (うち消費税額及び地方消費税額 6,685,600円)

#### 5 相手方

盛岡市中央通一丁目7番25号

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン 株式会社 岩手支社  
支社長 青沼 達雄

#### 6 契約の方法

随意契約

備考 なお、相手方の選定については、あらかじめ岩手県が実施した県内市町村の共同調達に係る一般競争入札により決定した事業者を選定するもの。

#### 7 仮契約締結日

令和7年8月8日

#### 8 取得の方法

買入れ

#### 9 供用場所

釜石市立小中学校 全14校

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

## 議案第70号

### 釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市教育委員会の委員を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

#### 2 任命の同意を求める者(令和7年9月1日現在)

氏名 佐野茂樹 (66歳)  
略歴 9ページ参照

#### 3 任期

令和7年10月1日から令和11年9月30日まで(4年)

#### 4 備考

当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、議会の同意を得て任命しようとするもの。

(担当課：総務課)

## 佐 野 茂 樹 さ ん の 略 歴

現 住 所 釜石市＊＊＊＊  
生年月日 昭和＊年＊月＊日

年 月	記 事
昭和57年 3月	青山学院大学文学部日本文学科卒業
昭和57年 4月	千葉県立君津高等学校教諭
昭和63年 4月	岩手県立黒沢尻北高等学校教諭
平成 3年 4月	岩手県立伊保内高等学校教諭
平成 9年 4月	岩手県立釜石南高等学校教諭
平成17年 4月	岩手県立盛岡第一高等学校教諭
平成23年 4月	岩手県立花巻農業高等学校副校長
平成25年 4月	岩手県立釜石高等学校副校長
平成26年 4月	岩手県立山田高等学校校長
平成27年 4月	岩手県高等学校教育研究会国語部会長(至平成30年3月) 岩手県国語教育研究会連合会副会長(至平成30年3月)
平成29年 4月	岩手県立久慈高等学校校長(至平成31年3月) 全国高等学校国語教育研究連合会副会長(至平成30年3月)
令和 3年10月	釜石市教育委員会委員(現在に至る)
令和 7年 6月	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会理事(現在に至る)